

令和6年第7回（2024年第7回）  
八街市農業委員会総会

令和6年7月5日  
八街市農業委員会



令和6年第7回（2024年第7回）農業委員会総会

令和6年7月5日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 6. 中村勝行  | 10. 貫井正美 |
| 2. 山本元一 | 7. 深澤一郎  | 11. 岩品要助 |
| 3. 小川正夫 | 8. 円城寺伸夫 |          |
| 4. 望月浩樹 | 9. 今関富士子 |          |

<農地利用最適化推進委員>

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘  | 13. 小倉 正 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀  | 14. 鶴澤良一 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章  | 15. 古川儀行 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 16. 加藤秀雄 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 17. 井口裕史 |
| 6. 松原 勝 | 12. 今井定男 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者

<農業委員>

5. 久野紀子

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	萱生幸宏
副主幹	齋藤康博	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について（農地中間管理事業）  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について  
議案第7号 意見書の提出について

5. その他

報告第1号 軽微な農地改良の届出について

報告第2号 農地区分の変更について

## ○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

## ○岩品会長

はい。さて、今月の案件は農地法第3条、4条、5条本体で19件、その他議案4件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は10名です。委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は18名です。

なお、農業委員の久野委員より欠席の届出がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

## ○小川事務局長

会務報告いたします。

6月10日月曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員で実施いたしました。

6月20日木曜日、午後1時30分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

6月28日金曜日、午前10時から、千葉県農業会議総会及び市町村農業委員会会長会議を千葉市プラザ菜の花で開催され、岩品会長が出席いたしました。

7月1日月曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査及び調査委員会現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員、松下推進委員、加藤推進委員で実施いたしました。

7月3日水曜日、午後1時30分から、調査委員会面接調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、円城寺委員、今関委員、松下推進委員、加藤推進委員で実施いたしました。

7月5日金曜日、本日ですが、午後1時30分から、八街市農業経営基盤強化促進協議会を市役所第1会議室で開催され、岩品会長、貫井副会長、山本和秀推進委員が出席いたしました。

以上です。

## ○岩品会長

次に議事録署名人の選任については、議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は議席番号6番、中村委員、7番、深澤委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

## ○齋藤副主幹

はい。議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、賃貸借、所在、八街字立野地先、地目、畑、面積1,895平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積2万8,511平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、高齢による農業経営規模縮小のため。

番号2、区分、売買、所在、八街字東堤地先、地目、畑、面積613平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2,278平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号3、区分、売買、所在、砂字牛ヶ山地先、地目、畑、面積100平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積5,487平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号4、区分、売買、所在、沖字東沖及び砂字角谷地先、地目、畑、面積1,011平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,582平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、体調不良により農業経営の規模を縮小したい。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、松下委員、調査報告をお願いします。

#### ○松下委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果についてご報告申し上げます。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。

申請地についてですが、位置はJR八街駅より西へ約2.8キロメートルです。境界はコンクリート杭、現状は耕作畑です。進入路は八街市道に面しております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについてご報告申し上げます。権利者が所有する主な農機具は、トラクター3台、管理機4台、草刈り機1台、トラック5台です。労働力は職員を含め5名で、年間農作業従事日数は250日であり、技術力についても問題なく、年間150日以上農作業従事日数要件を満たしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ございません。

その他参考となる事項として、権利者は、令和3年3月の総会にて、農業について就労支援事業も行っているため、農地法第3条第2項規定の第1号不許可の例外（ハ）に該当するものとされております。よって、農地所有適格法人ではなく、通常の第3条申請となります。

営農計画は、カボチャ、里芋、サツマイモ、ニンジン等を作付する予定であり、通作距離は申請地まで約15キロメートル、車で40分です。

以上の内容から、権利者が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条

第2項各号の不許可基準に該当しておりませんので、何ら問題はないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号2番について、松原委員、調査報告をお願いします。

#### ○松原委員

はい。議案第1号2番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

当該申請は既に耕作しており、正式な手続を行うための申請であります。

申請地について、位置は八街市役所より南西へ約2.3キロメートルに位置し、境界はコンクリート杭と木杭です。木杭は近隣住民との合意ができています。現況は多少草がありますが、除草剤がまかれています。進入路は市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有する主な農機具は、トラクター3台、耕運機2台、田植機1台、軽トラック1台です。労働力は1人ですが、農作業従事日数350日であり、技術力についても問題なく、年間150日以上の農作業従事日数要件を満たしております。

また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となる事項として、営農計画は落花生、ニンジンを作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約30メートル、徒歩で約1分です。

以上の内容から、権利者が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号3番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

#### ○山本健委員

はい。議案第1号3番、農地法第3条の申請です。

申請は農業経営規模拡大の申請です。

申請地は、市立川上小より南に約1.8キロメートル地点にあります。境界は確認済みで、現況は遊休地になっております。進入路は市道に面しております。

次に農地所有適格法人としての要件として、申請者は株式会社であり、農産物の生産を行っており、議決要件等、農地法第2条第3項の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否か報告します。権利者が所有する主な農機具は、軽トラ5台、耕運機2台等です。労働力は役員5名、3名が年間150日以上で問題ないと思います。

また、過去3年間に規模縮小する行為はなく、総合的な利用の確保についても支障はありま

せん。

参考となる営農計画は、野芝の作付を予定しており、通作距離は会社から約1キロメートル、車で5分であります。

以上の内容から、権利取得後も農地の効率的な利用もあり、本案件は、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しておらず、法人としての要件も満たしており、問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第1号4番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

#### ○鶴澤委員

はい。議案第1号4番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

当該申請は既に耕作しており、正式な手続を行うための申請であります。

申請地について、位置は市役所より南西約8キロメートルで、境界は石杭が打たれておりま

す。現況は落花生が作付されており、進入路は八街市道により確保されております。次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者が所有する主な農機具は、トラクター3台、耕運機2台、2トントラック1台、軽トラック3台です。労働力は本人と母親であり、技術力に問題もなく、年間150日以上

の農作業従事日数を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他参考となることとして、既に落花生を作付しており、通作距離は自宅から申請地まで約1.3キロメートル、車で約3分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めて全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

### ○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

次に、議案第1号3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

### ○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

次に、議案第1号4番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

### ○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可することに決定します。

次に、議案第1号5番は調査委員会案件です。調査班第3班が担当したので、望月班長、調査報告をお願いします。

### ○望月委員

はい。議案第1号5番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

区分、売買、所在、八街字中土手、地目、畑、面積98平方メートルほか1筆、計2筆の合計1,144平方メートル。権利者事由は、既に耕作しているが正式な手続を取り、新規に農業経営をしたいというものです。

この案件につきまして、7月1日の午後、調査班第3班の私と円城寺委員、今関委員、地区担当推進委員の松下委員、加藤委員、事務局で小川事務局長、山崎主任主事の7名で現地調査を実施しました。そしてその後、7月3日午後、市役所第1会議室において面接調査を行いました。面接は、調査班第3班と地区担当推進委員の松下委員と加藤委員、事務局からは齋藤副主幹、山崎主任主事の7名、申請の権利者本人と申請代理人1名が出席しました。

まず立地基準ですが、市役所より西へ約3キロメートルに位置し、現地は落花生、トウモロコシ等が作付けられていましたが、大半は耕耘すればきれいになる雑草畑で、一部の場所が灌木が茂っている状態でした。

そして7月3日に聞き取りをした調査内容についてですが、新たに農地を取得する理由については、6年前から申請地を借りて耕作していたが、新規で農業経営を始めたい。被災地の東北に行った際、八街の作物を提供したら喜んでくれたため、自分自身でも農業を始めたいと思ったとのことです。農地取得後は、無農薬で落花生、トウモロコシ(ポップコーン)、ソラマメ、えんどう豆、ネギ等を作付けしたいとのことでした。

当該申請地を選んだ理由は、6年前から申請地を耕作しており、親の居住地と隣接しているためとのことでした。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか報告します。農業経営の状況と農業機械の所有を伺ったところ、今後、専業農家となり、現在も家族と一緒に農業を行っておりますが、今後は権利者が300日、妻が100日で行っていくとのことです。また、農業機械は耕運機3台を所有しており、隣接する親の所有地で管理するそうです。また技術力については、

既に6年間経験しており、問題ないと思われま

す。その他参考となる事項としては、出荷先については、現在、家族、親戚に送っていたが、その近所の友人にも売ってほしいと要望があります。また、インターネット販売も考えています。申請地については親の住居から約100メートル以内で徒歩1分に位置し、近隣の耕作者や住民からの苦情があった場合は速やかに対応するとのことでした。また、今後については、規模拡大の予定はありません。

現在、灌木、雑草で耕作できない場所は、伐採、整地し、耕作できるようにする予定です。あと、畑内の一部舗装部分は耕作道及び荷下ろしに使うとあるが、その先に隣接する太陽光パネル維持管理のため、ここを通行させてほしい等の要望があった場合は、権利者同士で責任を持って対応しますとのことでした。

以上の内容を踏まえ、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地の農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しないことから、調査委員会第3班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当班長の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号5番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

#### ○萱生副主幹

はい。それでは4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字元光明坊地先、地目、畑、面積5,005平方メートルのうち784平方メートル。転用目的、貸駐車場(25台)用地。転用事由、申請地の隣地にて障害者支援施設を営んでいるが、事業の拡大により駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として整備し、自身が理事長を務める社会福祉法人に貸し付けたいというものです。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号1番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

はい。議案第2号1番、農地法第4条に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東南東に約5キロメートルに位置し、進入路は千葉八街横芝線により確保されています。

農地区分としては、事務指針26ページ②の④に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合は事務指針30ページ、②の④の(オ)による例外に該当します。

一般基準ですが、権利者は隣地において障害者支援施設を運営しており、事業拡大により、職員、利用者及び来訪者の駐車場を拡大設置する必要が生じたことから、申請地784平方メートルを駐車場拡張用地として農地転用申請を行うものであります。

造成計画はアスファルト舗装を予定しており、当該工事に必要な砕石等以外の搬出入は行いません。用水について、給水は無し。排水は汚水雑排水は排出無し。雨水については場内浸透処理をし、オーバーフローの発生時には、隣接地にある調整池を経て放流します。当該事業は盛土等の造成はなく、周辺農地の営農条件への支障は特にありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

○萱生副主幹

はい、それでは5ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、榎戸字六ツ塚台地先、地目、畑、面積3,252平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在土木建築業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、本社から近い当該申請地を取得し、資材置場として整備し利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2は、令和6年7月5日付けで取下願が提出されております。

番号3、区分、贈与、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積181平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、実家に居住しているが、当該申請地に専用住宅を建築し、独立したい。

農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号4、区分、売買、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積429平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、母と同居しているが、子どももいて手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築し、居住したいというものです。

農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号5、6は関連しています。番号5、区分、売買、所在、八街字三角地地先、地目、畑、面積499平方メートル。転用目的、駐車場（8台）用地。転用事由、現在、土木工事業を営んでいるが、既存施設が手狭なため、本社に隣接する当該申請地を取得し、駐車場として整備し利用したいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号6、区分、売買、所在、地目、同じです。面積33平方メートル。転用目的、転用事由も同じです。

農地の区分も同じ第2種農地と判断されます。

番号7、区分、売買、所在、大木字北吉山地先、地目、畑、面積2,70平方メートルほか1筆、計2筆の合計48,70平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、将来の介護を見据え、現在の居宅は子どもに譲り、当該申請地にバリアフリーの専用住宅を建築し居住したいというものです。

農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号8、区分、売買、所在、八街字松林地先、地目、畑、面積1万2,885平方メートル。転用目的、中古自動車販売場及び資材置場用地。転用事由、現在、建設業を営んでいるが、新たに中古自動車販売業に参入するため、当該申請地を取得し、営業所の建築及び車両置場、資材置場として整備し、事業の拡大を図りたいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号9、区分、売買、所在、沖字東沖地先、地目、畑、面積750平方メートルほか1筆、計2筆の合計1,176平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定

した収入を得たいというものです。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番について、山本和秀委員、調査報告をお願いします。

#### ○山本和秀委員

はい。では、議案第3号1番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告を申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は市役所より北西方向へ約2キロメートルに位置し、市道に接しております。

農地区分としては、事務指針の29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地に該当します。

次に一般基準ですが、本申請者は土木建築業を営んでおりますが、現在の敷地では、碎石や山砂の置くスペースが足りず崩れ落ちる可能性があり、安全を期すため、今回、本社に近い当該申請地を取得し、資材置場として整備し利用したいとのことです。

申請面積は3,252平方メートルで、資材置場の面積としては妥当と思われまます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画になっております。

次に事業計画については、埋立ては行わず、敷地内に碎石を敷き整地する計画となっており、雨水は敷地内処理します。また、南側に土砂流出防止対策のため、防護ネット等を設置する予定です。

防災計画ですけれども、工事期間中、施行後は防災に努めるとのことです。

次に周辺農地についてですが、隣接周辺には農地はありません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないと思われまます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号3番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

#### ○飛田委員

はい。議案第3号3番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告いたします。

まず立地基準ですが、市役所より北方向へ約2.5キロメートルに位置し、市道より進入路は確保されています。

農地区分としましては、事務指針26ページ、②の④に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の③(エ)による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅を建築し居住するというもので、面積は181平方メートルであり、面積妥当と思われまます。次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄

う計画です。申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界はブロック積みとなっているので、土砂等の流出は心配ありません。

事業計画では、用水は上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理後、放流する計画です。

権利者は現在同居していますが、当該申請地に専用住宅を建築し、独立を計画。許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号4番から6番について、清水委員、調査報告をお願いします。

#### ○清水委員

はい。議案第3号4番について調査報告します。

立地基準ですが、JR八街駅より東方向に約1.5キロメートルに位置し、進入路は市道に接道しております。

農地区分ですが、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者が429平方メートルを購入し、専用住宅を新築したいとのことで、造成計画は現地地盤を整地し、敷地周辺にブロック積みをし、雨水土砂等の流出を防止します。用水は新設の井戸、雨水は敷地内にて自然浸透、汚水雑排水は本下水道に放流処理します。

以上、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないと思われま

す。続きまして、議案第3号5番、6番は関連しておりますので、一括して報告いたします。

立地基準ですが、JR八街駅より北西方向に約1キロメートルに位置しております。

農地区分としては、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

一般基準ですが、申請地は権利者の本社の隣地にあり、本社から直接出入りできるため、適地である。合計532平方メートルを自己資金にて駐車場用地として購入し、既存のコンクリート塀に砕石を敷く工事で仕上げていく予定である。

雨水は敷地内自然浸透、周辺に農地はなく、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上、報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号7番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

#### ○内貴委員

はい。では、議案第3号7番、農地法第5条の申請に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東に約1キロメートルに位置しています。

農地区分としては、事務指針28ページ④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断

しました。

一般基準ですが、権利者は地目、畑の48.70平方メートルを含む338.94平方メートルを取得して、将来介護されやすいバリアフリーの平家建て住宅を建築すること。資金は自己資金で、周辺農地はほぼなく、現状造成されている状態で、一部、地目、畑が存在したという状態です。用水は上水道、雨水は敷地内浸透、生活雑排水は下水道へ接続します。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号8番について、松原委員、調査報告をお願いします。

#### ○松原委員

はい。議案第3号8番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

まず立地基準ですが、八街市役所より南西約2.8キロメートルに位置し、県道22号千葉八街横芝線及び市道112号線の双方より進入路は確保されています。

農地区分は、事務指針29ページ⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、現在、建設業を営んでいるが、新たに中古自動車販売業に参入するため、当該申請地を取得し、営業所の建築及び車両置場、資材置場として整備し、事業拡大を図るものです。事業計画としては、土地を埋め立てて舗装し、そこに中古車販売棟と事務所棟を建て、道路側で中古車販売、奥に、建設業に使う山砂、川砂、砂利、再生砕石置場を造るものです。事業資金は自己資金で賄います。

埋立ては、L字型のコンクリートの土留め、ハイ・タッチウォールを使い、土が外に流れ出ないようにします。雨水は雨水浸透調整池を設け、オーバーフロー分は側溝に放流し、鹿島川水系へ流す予定です。

全体計画面積が1万3,174平方メートルありますので、都市計画法の開発行為の協議が進められていることと、排水や道路接続に関する手続等が必要ということなので、都市計画法及び道路法の調整が必要だと思われま

す。以上のことが整えば、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第3号9番について、鶴澤委員、調査報告をお願いします。

#### ○鶴澤委員

議案第3号9番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より南西約8.5キロメートルに位置し、八街市道により進入路は確保されています。

農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に一般基準ですが、本申請は、太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用し

た太陽光発電事業により、安定した収入を得たいというものです。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものではありません。

また、盛土、埋立てなどは行わず、除草、整地のみで、設備の周りはフェンスで囲います。用水排水計画はなく、雨水は自然浸透といたします。

以上の内容から、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号4番を許可相当に決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、4番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号5番、6番を許可相当に決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、5番、6番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号7番を許可相当に決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号8番を都市計画法及び道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

## ○岩品会長

挙手全員ですので、8番は条件付き許可相当に決定します。

次に、議案第3号9番を許可相当に決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

## ○岩品会長

挙手全員ですので、9番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号10番から13番は調査委員会案件です。調査班第3班が担当したので、望月班長、調査報告をお願いします。

## ○望月委員

はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての10番から13番案件ですが、関連しておりますので一括して報告いたします。

10番、区分、交換、所在、大谷流字新林、地目、山林現況畑、面積686平方メートルほか1筆、計2筆の合計983平方メートル。

11番、区分、売買、所在、大谷流字新林、地目、公園現況畑、面積415平方メートル。

12番、区分、交換、所在、大谷流字新林、地目、山林現況畑、面積925平方メートルほか1筆、計2筆の合計991平方メートル。

13番、区分、売買、所在、大谷流字新林、地目、山林現況畑、面積111平方メートル。

10番から13番の合計面積2,500平方メートルです。

転用目的、事由は、電動キックボード体験パーク及び販売所用地。現在、建設業を営んでいるが、コロナ禍以降、業績が落ち込んでいるため、地域の活性化や新たなビジネスチャンスを獲得すべく、スマートモビリティ分野に参入するため、当該申請地を電動キックボード体験パーク及び販売所として整備し、利用したいとのことです。

この案件につきまして、7月1日の午後、調査班第3班の私と円城寺委員、今関委員、地区担当推進委員の加藤委員、松下委員、事務局で小川事務局長、山崎主任主事の7名で現地調査を実施いたしました。その後、7月3日午後、市役所第1会議室において面接調査を行いました。面接は調査班第3班と地区担当推進委員の加藤委員と松下委員、事務局からは齋藤副主幹、三好主任主事の7名。権利者側から代表取締役と他1名が出席しました。

まず立地基準ですが、申請地は八街市役所から南西へ約5.6キロメートル、大谷流コミュニティセンターのすぐ東側に位置します。県道千葉川上八街線に面しておりますが、約3メートルほどの高台の場所となります。

農地区分は、事務指針29ページ⑤の(b)に該当し、第2種農地と判断しました。

続きまして一般基準です。権利者、権利会社の事業概要は建築会社で、主に住宅の建築をしています。会社は設立は平成15年5月1日、資本金1,000万円です。従業員は14人、うち正社員12人、パート2人です。

申請地を選んだ理由としては、事業の話があり、購入したとのことです。

続いて事業計画です。申請地は県道から約3メートルの高台ですので、スロープ状に進入路

を作り、砂利敷とします。申請地の外周に沿って、幅約2.5メートルのアスファルト舗装のコースを作り、そこでキックボードの体験をしてもらう。コースの内側は駐車場（7台）と車の回転スペースとして砂利敷にし、展示用仮設テント及び販売用仮設テント3掛ける6メートルをそれぞれ1基設置するとのこと。そのほかに仮設トイレを置くということです。営業日、営業時間について、基本は土日の午前9時から午後5時を予定している。またホームページで案内するということでした。

利用者の安全対策については、コース内ではヘルメットを装着し、慣れてから公道に出るということを考えているそうです。

申請地の管理はどのようにするかは、常駐で人が管理し、入り口にロープで侵入防止するが、施錠はしないということでした。

次に造成、排水計画については、場内のみ整地し、外縁部は約50センチメートルぐらい土を盛って堰堤を作り、隣接する畑等に水が流出しないようにする。用水、雑排水は無しで、雨水は敷地内自然浸透で堰堤で流出を防ぐということです。これらの事業は自己資金で賄うそうです。

続きまして、その他確認事項ですが、各委員よりたくさんの質問がありましたので、箇条書で報告します。

入り口はスロープ砂利敷ですが、土砂の搬出入はしない。

誰をターゲットにするのか。近くのレジャー施設に来た人を取り込めればと考えている。

誰が指導するのか。社員が行うが、資格は必要ない。

どこで販売するのか。簡易テントで販売する。

土地取得の経緯について、建設業の顧客、地権者から3年前に紹介された。道路の歩道切下げに係る工事施工承認申請書（受付後）の写し及び詳細図面を提出すること。了解される。

会社謄本に今回の事業について目的欄に追加すること。了解される。

電動キックボードのカatalog等の資料を添付することを指示する。

事業の範囲について、公道走行可能な登録申請まで行うのか、また、行わない場合、製品の販売証明が出るのか。公道走行の申請は行わないが、販売証明は発行する。

集客の見込みについてどう考えるか。近くのレジャー施設の客を主に見込んでいる。

本業が落ち込んでいると事業計画に記載されているが、令和4年、5年分の貸借対照表及び損益計算書の写しは提出できるか。提出される。

場内中央部の駐車スペース以外の空き地をどのように利用するのか。車の回転スペースとして利用する。

キックボード用道路と場内進入路の交差する部分の安全対策はどう考えているのか。従業員が警備する。

外周の境界部に門やフェンス等の施設はなくても大丈夫か（場外への飛び出し及びセキュリティについて）。速度を出さないように標識等を設置し、事業者で案内する、必要ならフェンス等を設置する。

南側及び西側の斜面への落下防止の安全対策は、土砂崩れ等が起きないように芝を張る。図面の西側の扉については、必要がないので図面から削除したものを提出する。その他確認事項の問題点を対処することを約束されたので、本案件は問題ないと思われます。

また、県道側の進入路の接続に関する申請を要するので、道路法の調整を条件に、調査班第3班といたしましては、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当班長の調査報告が終わりまりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

どうぞ、古市委員。

**○古市委員**

ちょっと確認事項です。11番、地目、公園現況畑。山林現況畑というのはよく聞くんですけど、公園なのに現況畑ってどういうことなんでしょうか。

**○岩品会長**

萱生副主幹。

**○萱生副主幹**

はっきりとしたことは分からないんですけども、大体過去において、例えば、そこで何かの事業、事業といいますか、例えば、ゲートボール場だとか、そういうものを過去にやっていて、そのときに地目変更までして、その後、畑にまた復帰させたのか。その辺定かじゃないんですけども、そういうような例が八街市内にもあります。ここも同じような形ではないのかなというふうに判断しています。

**○古市委員**

ということは、事務局としては、特段そこに、実際に公園、遊具とかそういうものがない、要はゲートボールか何かに使っていただけだから、特段これを計画変更も何もなく、ただ畑として見て、この事業で問題ないという判断でよろしいんですか。

**○萱生副主幹**

はい。農地法はご存じのとおり現況主義ですので、現状を見てもらった中では、耕作できる状態になっていたということになると、畑として一度復元されたところであるので、何ら問題はないと思います。許可申請が必要だと思われます。

**○古市委員**

分かりました。

**○岩品会長**

よろしいですか。

ほかにありますか。どうぞ、古川委員。

**○古川委員**

自分の担当地区ではないんですけど、近隣に教育施設の川上幼稚園があると思うんですが、こちらとの関係には全く問題ないんでしょうか。一応確認です。

○岩品会長

萱生副主幹。

○萱生副主幹

川上幼稚園につきましては、この当該申請地から大体500メートルぐらいのところに位置していると思われましても、直接の、例えばその関わり合いとかそういうものに関しては、問題ないものと事務局では思っております。

○岩品会長

よろしいですか。

ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号10番から13番を、道路法との調整を条件に許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、10番から13番は条件付き許可相当に決定します。

会議中ではありますが、ここで15分間休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時17分

○岩品会長

それでは再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします

○齋藤副主幹

はい。議案書8ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年6月24日付けで、八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字谷上地先及び雁丸字雁丸尾余地先、地目、畑、面積9,808平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万2,297平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5か月、再設定です。

番号2、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積3,293平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は2年、新規です。

番号3、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積6,198平方メートルのうち5,362平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積8,337平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号4、所在、東吉田字堂ノ前地先及び房屋敷地先、地目、田及び畑、面積2,437平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,256平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号5、所在、八街字呉舞台地先、地目、畑、面積2,846平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,317平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号6、所在、八街字西木土地先、地目、畑、面積1万2,172平方メートルのうち9,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号7、所在、大関字岡台地先、富山地先及び向地先、地目、畑及び山林現況畑、面積495平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積1万2,023平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号8、所在、八街字五方杭地先及び東吉田字平井地先、地目、畑、面積988平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,521平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、新規です。

番号9、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積8,436平方メートルのうち5,000平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から9までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認について(農地中間管理事業)を議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

#### ○齋藤副主幹

はい。議案書11ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画(農地中間管理

事業)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年6月24日付けで八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積1,431平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,192平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は認可の公告日から10年、令和16年7月31日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に議案第6号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

#### ○齋藤副主幹

はい。議案書12ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積等促進計画(権利移転)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和6年6月19日付けで八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積927平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積6,875平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和19年5月9日まで、新規です。

番号2、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積991平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,982平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から令和19年5月9日まで、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1、2の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6号は承認することに決定します。

次に、議案第7号、意見書の提出についてを議題とします。

事務局、説明願います。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

議案書13ページをご覧ください。議案第7号、意見書の提出についてご説明いたします。

別冊、農地利用最適化の推進に関する意見書(案)の承認を求めるものでございます。続きまして、別冊の意見書(案)をご覧くださいと思います。

朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思っております。

本市の農業振興について、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

本農業委員会は昨年7月に改選が行われ、第25期農業委員会が発足いたしました。第25期におきましても農業委員会一同、本市農業の発展のために変わらず尽力して参ります。

しかしながら、依然として、ロシアによるウクライナ侵攻は続いており、小麦をはじめとした食料品やエネルギー資源の価格高騰の影響から、世界的に社会と経済の混乱が続いている状況であります。

食糧需給の変化、生産資材価格の高騰、少子高齢化による遊休農地の増加など、農業を取り巻く諸課題に対処し、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な社会を次の世代に引き渡していかなければなりません。

私ども農業委員会の責務は、「農地等の利用の最適化の推進」であり、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が重要任務です。

市が策定する政策の実現に向け協力して、農業を取り巻く諸課題に対処し、地域の農地を活かし次世代に引き継いで守っていくために、本農業委員会はなお一層、農地等の利用の最適化の推進に努めて参ります。

つきましては、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、関係機関において、特段のご配慮を下さいますようお願いいたします。

1、生産資材等の価格の高騰対策。世界情勢の影響により、エネルギー価格の上昇に対する原材料の供給不足等により物価高騰が起き、農業者の営農状況がひっ迫する事態となっております。しかしながら、市における緊急の物価高騰対策に関する施策の実施により危機的状況を緩和でき、適時迅速な対策に大変感謝申し上げます。今後も肥料、飼料にとどまらず、農薬、資材等も依然として高止まりの状況が続くものと考えます。

そこで、市の財政状況が厳しいとは十分承知しておりますが、引き続き資材費等の高騰対策、支援策及び拡充を講じていただけるようお願いいたします。

2、国、県への要望活動。生産資材の高騰による生産コストの上昇分を農産物の販売価格に転嫁することは難しく、農業者にとって経営が厳しい状況が続いております。農業を取り巻く環境や生産現場の厳しい状況を知ってもらうとともに、生産コストを販売価格に適正に転嫁できること、また生産基盤の強化に繋がる対策を図れるよう国・県に働きかけをお願いいたします。

2ページをご覧くださいと思います。

3、女性農業者が活躍できる環境づくり。家族経営が主体の農業において、その一員である女性農業者の果たす役割は大きくなりつつあります。しかし一方で農業経営は男性が担うものという意識が未だに根強いことが伺われます。今後も引き続き女性が農業経営に参画し、地域で活動できるよう周囲の理解を促すなど、女性農業者の活躍を後押しする環境づくりに取り組むようお願いいたします。

4、農業機械の更新、スマート農業への支援。以前は、多くの人の手を用いた農業生産現場も現在では、農業用機械を利用することにより生産性を高め農作業の省力化、効率化は周知の事実であります。

しかし、農業用機械も老朽化し、適切に更新していかなければ、農業を継続していくことはできません。また、今後は情報およびデータの技術を利用して生産システムと運営を最適化するスマート農業を導入することの農業機械の整備について必要となりますが、費用が高額なことから進んでいない面があります。機械の導入に際しての補助として特段のご配慮をお願いいたします。

5、就農者確保への取組。本市においても農業者の高齢化が進行し、担い手の減少が顕著であり今後、担い手を確保するためには、Uターン親元就農やIターン就農からの人材確保が重要と考えております。近年、本市でも新規就農者の相談件数が増加しており、着実な確保につなげるには、本市農業の長所を周知し、他市町村との差別化を図り、新規就農者を増加させることが重要と考えます。

さらに、昨今では平均初婚年齢が上昇し、晩婚化、未婚化は少子高齢化にも少なからず影響があると考えます。本市としても対岸の火事として看過できない状況でもあり、以前、実施していた婚活事業を農家に特化した実施の検討を含め、新規就農者の確保に向け本市への就農に対するイメージアップに繋げるような活動の推進をお願いいたします。

以上、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年、八街市長、北村新司様。八街市議会議長、山口孝弘様。八街市農業委員会会長、岩品要助。

続いて3ページをご覧いただきたいと思います。

参考資料1として、農業委員会等に関する法律第38条の抜粋を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

さらに、4ページをご覧いただきたいと思います。

先般、北村市長が、直接、坂本農林水産大臣と面会し、生産資材の高騰に関する要望書を提出しております。併せて、農業全般に対して一層の支援も要望しております。農業委員会が市に意見書を提出する前に、国に要望活動を行っているということを申し添えさせていただきます。

この意見書の内容に関しまして、先月6月7日金曜日、岩品会長、貫井副会長、山本元一班長、古市班長、望月班長、推進委員から理事の山本和秀委員、鶴澤委員の7名による役員会におきましてご協議をいただき、承認されましたことを、併せてご報告をさせていただきます。

説明は以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第7号は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

萱生副主幹、お願いします。

#### ○萱生副主幹

はい、それでは14ページをご覧ください。報告第1号、軽微な農地改良の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字神林地先、地目、畑、面積1,219平方メートルのうち463平方メートル。目的、軽微な農地改良。工事期間は令和6年6月12日から令和6年6月30日です。

続きまして15ページをご覧ください。報告第2号、農地区分の変更についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積497平方メートルのうち0.26平方メートル。目的、営農型太陽光発電施設用地。

本件につきましては、先月の議案で審議していただき、県農業事務所へ進達したのですが、県で農地種別など調査した結果、当初から第1種農地であったものが第2種農地へ変更となったというものです。

以上です。

**○岩品会長**

ただいまの報告事項は事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等ございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

はい。質問がなければ、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。ご苦労さまでした。

**○小川事務局長**

閉会を宣す。(午後4時37分)

議事録署名人

議 長

6 番

7 番